

## 特例浄化槽工事業者届出書の記入要領

### <表面>

- ① 建設業法に基づき、土木工事業、建築工事業又は管工事業の許可を受けている建設業者が、浄化槽工事業を開始したときは、この特例浄化槽工事業者届出書（様式第 11 号）のほか、建設業の許可を受けたことを証する書面等の添付書類を都道府県知事に提出しなければなりません。
- ② ※のある欄は、記載の必要はありません。
- ③ 日付については、元号により記載すること。
- ④ 「届出者」の欄には、届出者が法人である場合は商号又は名称、代表者の氏名を記載し、申請者が個人である場合は商号又は名称及び氏名を記載すること。
- ⑤ 「知事」の欄には、届出をしようとする都道府県名を必ず記載すること。
- ⑥ 「建設業法第 3 条第 1 項の許可を受けた建設業、許可番号及び許可年月日」の欄には、土木工事業、建築工事業及び管工事業のうち許可を取得しているものについて記載し、それ以外の業種については記載しないこと。
- ⑦ 「浄化槽工事業を開始した年月日」の欄には、最初に浄化槽工事業を開始した年月日を記載すること。なお、昭和 60 年 10 月 1 日以前から既に浄化槽工事業を行っている者及び浄化槽工事業の登録を受けていた者が土木工事業、建築工事業又は管工事業の許可を受けた建設業者となった場合で新たに届出をするものについては記載の必要はありません。

### <裏面>

- ⑧ 「浄化槽工事業を営む営業所の名称及び所在地並びに当該営業所に置かれる浄化槽設備士の氏名及びその者が交付を受けた浄化槽設備士免状の交付番号」の欄には、届出をする都道府県にある営業所だけでなく、浄化槽工事業を営むすべての営業所について記載することとし、浄化槽設備士が置かれている営業所がわかるように「営業所」欄と「浄化槽設備士」欄はおのおの対応させて記載すること。なお、営業所には本店、支店等の名称のものも記載すること。

また、建設業法に基づく土木工事業、建築工事業又は管工事業の許可を受けていない営業所であっても、請負代金の額が 500 万円未満の浄化槽工事のみを請け負う場合には当該営業所について届出を必要とするので注意すること。

- ⑨ 「他の都道府県知事への届出状況」の欄には、既に届出をしたもの及び今後届出をしようとしているものについて記載すること。後者の場合は、届出をしようとしている都道府県名のみ記載すれば足り、届出番号の記載の必要はありません。